

町の区域を変更する件

平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋元克広

西区西野2条5丁目の一部区域について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

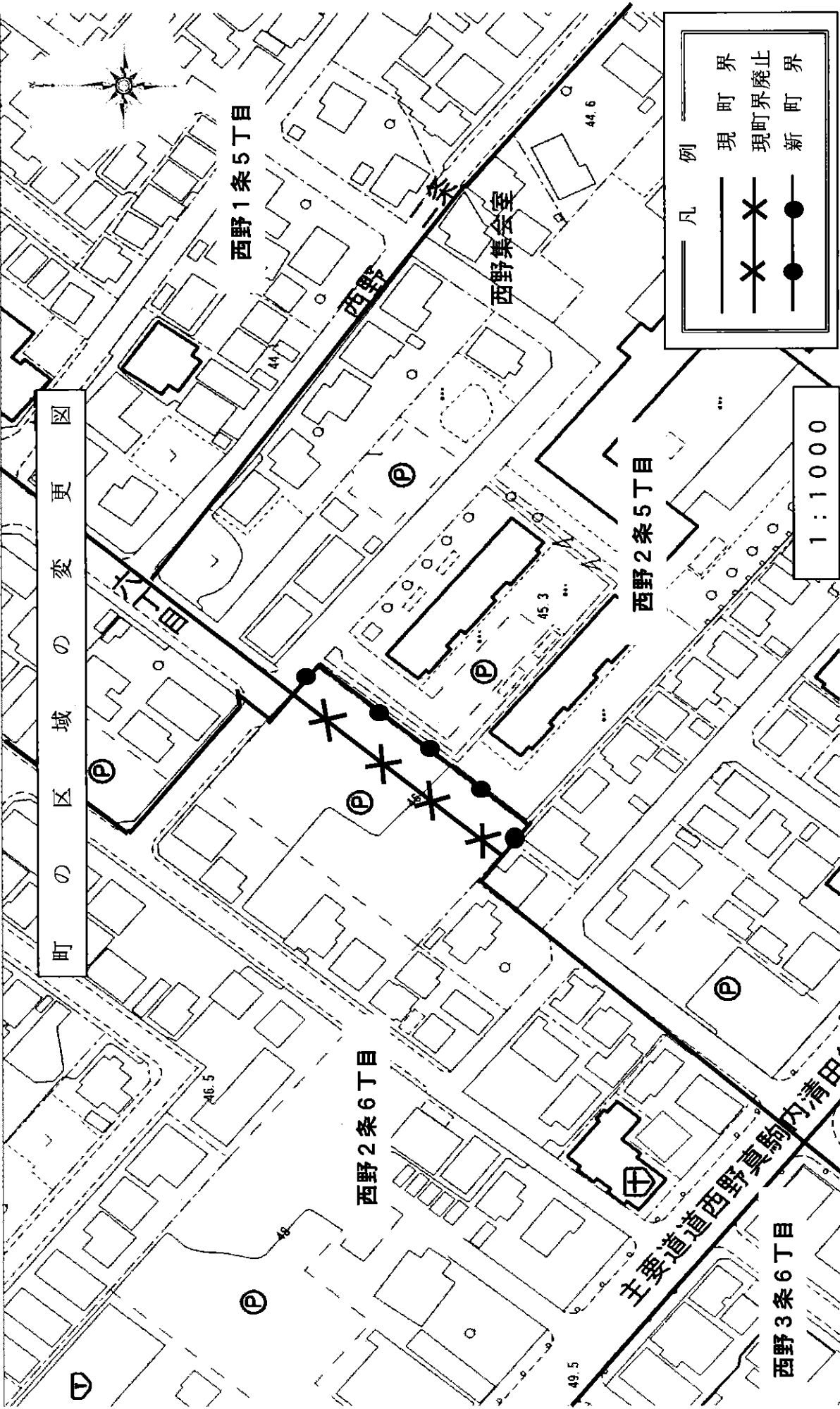
西区西野2条5丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
西野2条6丁目	西野2条6丁目の全部及び 西野2条5丁目の一部

(理由)

西区西野2条5丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

町 野 西 の 区 域 の 変 更 図



凡 例	界
—	現 町 界
—X—	現 町 界 廢 止
—●—	新 町 界

1 : 1000

西野1条5丁目

西野集会所

西野2条5丁目

西野2条6丁目

西野3条6丁目

主要道道西野真駒内清田